

令和7年度 第2回 赤穂市手話施策推進会議

1 開催日時 令和8年2月3日（火）10：00～11：30

2 開催場所 赤穂市役所6階 大会議室

3 出席者

(1) 委員

岩本吉正委員、濱本さとみ委員、一瀬貴子委員、木下一則委員、霜田直宏委員、平山典子委員、村上望大委員（代理 植村）、目木美智枝委員（代理 近平）、永野泰人委員、澤田祐佳委員、原野実和子委員、丸井加奈恵委員

(2) 事務局

富田幸典（社会福祉課長）、平岡ゆり（障がい福祉係長）、西山信一（障がい福祉係、手話通訳者）、兒島佳織（保護支援係、手話通訳者）、大手壽之（教育委員会学校教育課係長）

4 協議事項

令和8年度赤穂市手話施策推進に関する実施予定事業について

5 報告事項

連絡会からの具体的な提案について
意見書について

6 閉会

事務局	<p>皆さんおはようございます。定刻よりも少し早いですが、皆様お集まりになりましたので、ただいまより令和7年度第2回赤穂市手話施策推進会議を開会いたします。本日の会議ですが、赤穂手話サークルつばさの村上委員の代理で植村様、赤穂市社会福祉協議会目木委員の代理で近平様に出席をいただいておりますのでご報告をさせていただきます。</p> <p>なお民生委員の一斉改選により、赤穂市民生委員児童委員連絡協議会の委員が太田委員から陰山委員に変更となりましたが、本日は所用のため欠席の連絡をいただいております。</p> <p>【配布資料確認】</p> <p>それでは、次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>本日高見健康福祉部長が所用のため欠席をさせていただきますので、挨拶につきましては割愛させていただきます。</p> <p>このあとの進行につきましては、会長をお願いをしたいと思います。会長、どうぞよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>皆様おはようございます。今日は暖かいのか寒いのか微妙ですね。それでは次第に沿って進めてまいります。次第4の協議事項について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本年度よりこの会議が開催され手話に関する様々な取り組みを行っているところですが、令和7年度の報告につきましては来年度の第1回目の会議で報告させていただいて、今回は令和8年度の赤穂市手話施策推進に関する実施予定事業について説明させていただきます。</p> <p>それではまず1つ目。</p> <p>配布資料「令和8年度赤穂市手話施策推進に関する実施予定事業について」の1ページをご覧ください。</p> <p>1項の意思疎通支援事業ですが、こちらの事業は地域生活支援事業の中の必須事業となっている事業で昨年度に引き続き記載している事業について実施して参りたいと考えております。</p> <p>(1) 手話通訳者の配置につきましては、社会福祉課に手話通訳者を配置して、庁内の各種手続きの通訳を行う他、イベントや病院受診など通訳者が必要な際には利用者からの申請に基づき通訳者の派遣調整を行います。</p> <p>なお、本市の登録手話通訳者として活動して下さっている方に対し、けいわん検診の受診費用を助成したり、活動の際の保険に加入したりもしています。</p> <p>(2) 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業につきましては、意思疎通を図ることに支障がある方に手話通訳者要約筆記者等の派遣を行い意思疎通の円滑化を図ります。</p> <p>(3)、(4) 学校や自治会、市職員への手話教室の実施につきましては、手話及びろう者への理解を深め、手話の普及を促すことを目的として、できるだけたくさん手話教室を実施して参りたいと考えています。</p> <p>これまでも、社会福祉協議会で実施して下さっている小中学校等での福祉体験学習の一環としての手話教室をはじめ、早かごセミナーなどを利用して幅広く市民の方にも</p>

手話を体験していただける機会を確保したいと考えています。また、手話ができる職員を少しでも増やすために、庁内においても手話教室を実施し手話に興味を持つ方を増やしていきたいと考えています。

(5) NET119の周知・申請サポートにつきましては、いざというときに迅速に救急車や消防車を要請できるように消防本部と連携して緊急通報の練習を行いたいと考えています。時期につきましては、来年度消防本部と調整予定です。

(6) タブレット端末による対応につきましては、利用者、利用件数ともあまり多くありませんが、気軽にご利用いただけるように周知して参りたいと考えています。

(7) 手話言語の国際デー啓発の実施につきましては、手話体験に多くの方が参加していただけるよう周知方法や開催場所について、今年度の反省を生かしながら検討していきたいと考えております。

次のページに移りまして(8)の手話パンフレットの製作につきましては、大切に保存して何度も繰り返して見ていただけるような赤穂市独自のものを作成し、手話教室や手話研修を受講した方に配布したいと考えております。

(9)の手話施策推進会議の開催ですが、本年度と同様に2回開催し1回目の会議では前年度に実施したことについての報告や、先ほどお話したパンフレットの内容について皆さんの意見をお聞きする場になればいいなと考えております。

続きまして2項目の手話奉仕員養成研修事業につきましては、例年通り6月から10月にかけて、全20回コースで手話奉仕員養成講座入門編を実施する予定です。広報あこう5月号のお知らせ情報コーナーに募集に関する記事を掲載する予定です。

3項目の手話通訳者ステップアップ事業につきましては、手話通訳者全国統一試験合格を目指した学習会と先ほどの手話奉仕員養成講座入門編で身につけた技術を維持し基礎編につなぐための講座を実施予定です。期間や回数につきましては記載の通りです。令和8年度の実施事業についての説明は以上です。

会長	事務局から説明していただきました。これに対して皆さんご意見やご質問等ございましたら遠慮なさらずをお願いします。1項 意思疎通支援事業の(1)から(9)についてご意見ご質問ございませんか。
委員	(8)手話パンフレットを製作について、私も奉仕員の講習を修了し毎日テキストを復習して勉強はしていますが、単語を忘れてしまっているので、もし作っていただけるのであれば奉仕員のテキストに関する単語などが一目で分かり復習できるようなものを絡めていただければ助かるなというふうに思いました。
会長	これに関係することでも関係ないことでも何かご意見ございますか。
委員	意思疎通支援ということだと、今はアプリとかタブレットの活用も1つかなと思うのと、やはり人を確保しようと思うと時間や人材というところがあるのでもちろん手話がどんどん進んでいくというのはいいなと思います。ですがそれと同時に、もう少し言語というか、生活に困らないように手話が浸透していくような活動も同時にできたらいいのかなと話を聞きながら思いました。
会長	ありがとうございます。

	生活に困らないような内容をパンフレットに加えていけばどうかということでした。聞こえない方どうでしょうか。何か今困っていることとかありますか。
委員	今と昔では大分違ってきてまして、皆さんの技術が伸びてきていますし、とても良くなっています。昔はとても大変でした。いろいろと便利にはなって良くなっていますが、やはり意思を表明しにくいという面はあります。聞こえない人に対する理解の範囲というのも、とても良くなってきたなとは思っています。
会長	他いかがでしょうか。
委員	例えば連絡方法ですが、昔は電話だけだったのがFAXが登場し今どんどん連絡方法や手段が増えてきていますよね。LINEでもメール交換できますし、パソコン、テレビ通話みたいなのもできますし、あと電話リレーサービスなど顔を見て通話ができるものが増えてきましたよね。そういう方法がとても増えてきたことがすごくいいなと思っています。
会長	わかりました。今後ろうあ協会の中で地元のみなさんが困っていることが何か聞いて、改めてこの場で話して頂いたらよいと思います。他の方は何かございませんか。私から質問させていただいていいでしょうか。先ほど説明頂いた(1)から(9)の中で、新しい事業はありますか。
事務局	(1)から(9)の中で、新しいものといえば、前回の会議でも上がっておりました(8)の手話パンフレット製作というところでございます。
会長	わかりました。説明にありましたように赤穂市として良い内容のパンフレットを作りたい。それで進めていこうというところですね。ろうあ協会も一緒に、どんな内容にしたいかというのを話し合いながら進めていくのがいいと思います。それからもう1点(1)の手話通訳者について、現在の登録手話通訳者は何人ですか。わかればお願いします。
事務局	登録手話通訳者7名と、要約筆記者1名、合計8人の方に登録していただいています。
会長	わかりました。以前赤穂市は手話通訳の登録が1人と聞いたことがあるので今増えてきたということですね。とてもいいことだと思います。もっと増やしていってもらったらいいと思います。もう1つ(4)です。(4)の2つ目について、赤穂市役所の職員に対する手話教室を開催すると書いてありますが、市役所職員全員かそれとも社会福祉課だけなのか、どんな感じでしょうか。
事務局	今現在は社会福祉課職員に限って実施しています。毎朝設置手話通訳者を講師として、季節に合ったイベントや今年度でしたらデフリンピックや今だと選挙があるのでそれに関わる単語や、やりとりを教えてもらっています。
会長	季節や行事にあわせた手話ということですね。これからは行政全体を考えて自分の名前だけでもいいので、手話を教えてもらう教えられるきっかけとか場所があればいいかなと思います。社会福祉課だけではなくてそこを広げていただければなと思っています。もう1つですが、(6)タブレット端末による対応についてです。

タブレットは当然、私たちもわかります。いい機械があるっていうのはわかります。これからさらにITの時代になります。ITとかデジタルの勉強がこれから必要だと思います。この利用方法がわからない方もいらっしゃると思いますので、やり方を教えてもらう勉強会も必要かなというふうに思います。

それから、先ほど委員さんからお話がありましたように、手話の単語を覚えても忘れてしまうということで、この2. 手話奉仕員養成研修事業の中に令和8年度は入門だけ開催となっておりますが、基礎課程も同時に開催するのはどうでしょうか。入門で覚えた単語を基礎課程も20回ありますので、年度内に続けて開催しそこで定着させていくことができれば、もっと単語を覚えやすいと思います。

それから、2つ目ですが、当然入門編が終わって次に基礎編の勉強が終わってその次に全国手話検定試験があります。5級4級3級の手話表現ができるかどうか、そのあたりですね、市として全国手話検定の事業について市が責任を持って、勉強会を開催したり試験を行う方法もあります。市が事業として考えてみるのはどうかなと思います。いかがでしょうか。

事務局	はい、ありがとうございます。最後の手話検定に関して来年度の予算についてはすでに内示が出ておるところです。今後新たに増やすというのがなかなか難しいということになっておりますので、令和8年度につきましては3. 手話通訳ステップアップ事業において手話通訳者の全国統一試験の対策学習会とか、レベルアップ講座の実施をしたいと考えております。
会長	説明ありがとうございました。来年度基礎編はないのでしょうか。
事務局	令和8年度につきましては入門編のみとなっております。
会長	今まででもなかったのでしょうか。今まででも入門編だけだったのでしょうか。
事務局	はい。隔年で実施しております。
委員	入門と基礎を隔年でやっております。
会長	そうなんですね。わかりました。今のようなご意見など何でも構いませんので、ご遠慮なく、ぜひ意見をお願いします。
委員	(8)の手話パンフレットはどなたを対象に配る予定でしょうか。
事務局	前回の会議でも出ておりましたけれども、やはり手話を広めるという意味で、一般市民向けのパンフレットを作成したいというふうに考えております。
委員	そうしましたらあまり厚いものだと、ちょっとこれはっていうふうな感じにもなるかなと思うので、挨拶や聞こえない方々が一番困っている場面、例えばコンビニでのやりとりなどを中心に作られたらいいのかなあと思いました。
会長	コンビニに行ったときによくあるんですね。 マスクをしたままの店員に話しかけると、言っていることがわからないことがあります。そういったことも載せていただいたらいいし、手話表現も載せていただいたらいいと思います。 あと、コミュニケーションボードみたいなものも考えたらいんじゃないかなと思います。ぜひ討論していただければと思います。

	<p>他、いかがですか。</p> <p>(2) 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業に対して何かご質問ありますでしょうか。</p>
	(意見なし)
会長	1～3まで含めて意見あれば、是非お願いいたします。
	(意見なし)
会長	赤穂ろうあ協会に質問します。赤穂市の手話登録者7人と増えてますよね。赤穂ろうあ協会としてもっと増やして欲しいなど要望ありますか。
委員	増やしていただきたいとは思いますが、利用者が少ない状況なので増やすというのは難しいのかなあとと思います。
委員	連絡会からの具体的な提案のところでもあがっているのですが、手話奉仕員の活躍する場、手話奉仕員として何か手話通訳ができる場が増えて欲しいなどは思います。
委員	私も手話奉仕員養成講座を受けました。入門・基礎課程と受けて一応手話奉仕員の修了証書をいただきましたが、そのあと活躍する場がないので、赤穂市としては手話奉仕員の役割をどのように考えていらっしゃるのかぜひ伺いたいです。
会長	わかりましたご意見ありがとうございます。続いて社会福祉協議会さんいかがでしょうか。
委員	<p>社会福祉協議会では、手話の普及とか啓発を目的に手話講座を赤穂ろうあ協会の方に協力をいただいて、毎年ではないですけれども3年に2回ぐらい行っています。今おっしゃられたように入門と基礎が隔年で実施されるということのを伺い、2年前にはこの入門が始まる前に実施をいたしまして、それも、平日の昼間なかなか人が集まらないということで、土曜日に開催するよりも夜に開催した方が人が集まりやすいということがアンケートでわかりましたので、ずっとこのところは入門編が開催される前の夜に開催をいたしまして、その入門編に私どもの手話教室を受講していただいた方の中でボランティアサークルに登録してくださる方また入門編に参加いただける方ということで市と協力しながら実施しているところです。</p> <p>私どもは小中学校の方から手話体験学習の依頼がかなり来ます。車椅子体験とかアイマスク体験の中に手話体験の希望もたくさんございますので、その時は赤穂市に全面的にご協力いただいております。私どもの職員と学校の先生と必ず協力して打ち合わせをして実施をさせていただいているところです。</p>
会長	ご意見ありがとうございます。続いて、赤穂商工会議所さんお願いします。
委員	<p>ちょっとお聞きしたいんですけれども、先ほどから手話奉仕員養成講座、入門課程と基礎課程を隔年で実施されているとお聞きしたんですけれども、実際その申し込みの実績はどうなんですか。</p> <p>例えば定員オーバーするとか、いや全然足りないですとか状況はいかがですか。</p>
事務局	手話奉仕員養成講座につきましては、定員10名に対して概ね毎年15名ほどの方が受講していただいているという状況でございます。
委員	ありがとうございます。私も会議所の方でいろんなセミナーとかを計画して実施するんですけども、やっぱりその内容によっては、なかなか人が集まりにくい、全然定員ま

	<p>で満たないということがございましたので、研修の内容とかそれから周知の仕方、実際求められているものが何なのかという世の中の流れを掴んでおく必要があると思いました。さあ来てくださいだけではなかなか人々の興味を引かないのかなというところがありますので、こういう手話云々って言うとボランティア精神が求められるところがあると思うんですけど、そういったところの工夫が必要なのかなというふうな気がしました。定員をオーバーしているということなので、そこら辺はなかなか浸透しているのかなというふうに感じました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。続いて職業安定所の方よろしくお願いします。</p>
委員	<p>ハローワークに手話が必要な方が来られるケースはこの4月以降なくて、こられた時も市の通訳者と一緒にこられたから窓口で相談できるという状態だったんですけど通訳者がいないときは意思の疎通が取れないと思います。</p> <p>その時手話通訳をすぐ呼んだら来てくれるとかを教えてください。そういうのがあれば、意思の疎通ができやすくなって相談も進むのかなとちょっと思ったりはしました。</p>
事務局	<p>原則として、手話通訳の申し込みは、利用する日の1週間前までにはしていただくようにしています。突然のことでも、職員がいれば対応させていただきますけれども、いつもいるとは限らないので、できれば早めに相談していただけたらありがたいです。</p>
委員	<p>私は一学習者として、入門基礎を終えた方々が、やっぱりその後が続かない現状があるかと思えます。手話の勉強を続けていく方法とかも併せて手話パンフレットの方に載せてもらえたらありがたいと思います。どうしても個人のやる気とかにまかせがちな感じの部分があって、なかなか独学で続けるのは厳しいと思うので、パンフレット等作成にあたっては、赤穂市の手話サークルの紹介とか、こういう勉強会がありますとか手話に関する情報が、こういうホームページに載っていますよみたいなことも併せて載せていただけたらいいかなと思います。</p> <p>他の委員からも提案があったのですけれども、せっかく奉仕員を修了しても、その活かせる場が少ないと思います。</p> <p>今現在市の行事で、司会の通訳ボランティア等を出させてもらうことはあるかと思うんですけど、そういった場を例えば町中のちょっとしたお祭り会場で手話を必要とされる方が来られるかどうかわからないにしても、1人その司会の通訳をお手伝いするみたいな感じでできたら、手話ってこんなんだなっていうところから興味を持ってくださるお子さんとかもいらっしやると思いますし、そういう場が増えてきたらいいかなと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。次の方いかがでしょうか。</p>
委員	<p>公募委員ですが、今回の会議でいろいろ皆さんの意見を聞いていて、令和8年度の赤穂市手話施策推進に関する実施予定事業1項の(4)について、この社会福祉課で啓発活動として挨拶を提供したりとかいう話を聞いたんですが、他の市町の方から、赤穂市が他の市町に比べて制度は充実していたりとか、当事者が窓口に来たときに、その学習のおかげで窓口で対応してくれる人が増えたとか、そういう話を各市町から聞いたの</p>

	<p>で、これに満足せずに今後高齢化が進んでくるのでろう者の利用者が少ないという意見もありましたけど、タブレット端末の対応やA Iも普及していけばいいなと思います。</p>
会長	<p>今のような意見があれば、遠慮なく皆さん言っていただけたらと思います。</p> <p>事務局の方も、例えばパンフレット中心でこのように進めないといけないといった意見があることがわかりますのでご意見いただければありがたいです。研修の方法なども、私としてはやっぱり足りないかなと思うんで、もっと増やす必要があるかと思っています。当然入門が終わった方が基礎を修了し、その次通訳Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ講座があるんですけども、これは兵庫県の情報センターが担っている事業になります。</p> <p>いつか赤穂で開く場合には、またそこで勉強する方がいらっしゃると思いますが、開催されるまでの間勉強の場がないというような話で手話サークルに行くけれどもなかなかそれだけでは足りないっていうような背景も含めて、今後どうしたらいいのかを話し合っていく必要があると感じました。</p> <p>令和8年度の事業全般で特に意見ないでしょうか。なければ進めていきたいと思いますが、いかがですか。</p>
委員	<p>言い漏れがありました。すいません。遠隔手話通訳も要望したいです。困ったときにすぐ依頼ができる遠隔のシステム手話通訳システムがあればいいと思っております。</p>
会長	<p>遠隔の手話通訳システムがあれば使いたいというような意見がありましたが、そのあたり赤穂市としてはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>当日、突然手話通訳が必要な場合に、遠隔みたいなのがあつてパッとすぐにつなげたらどうかなと思うんです。</p> <p>例えば急にお腹が痛くなって病院に行った。通訳者をすぐに呼べない時にすぐに起動して遠隔で手話通訳ができたらというご意見だと思いますが、県の事業の遠隔はちょっと違う感じです。もしかして、県の事業の遠隔の方も事前に申請が必要なのかなあとは思っているので、その辺が今の県の事業は遠隔の対応がされていないかなと思います。確かに緊急のときにすぐにパッと手話通訳に繋がるというシステムがあるのはすごくいいことだなとは思いますが、今すぐには難しいとも思います。</p>
会長	<p>聴覚障害者情報センターとしては、遠隔通訳という事業があります。あるけれども、これは今年の3月で終わります。理由は、コロナ禍のときに遠隔通訳ができて、最近はずっと利用がゼロになったんです。申請がなかったんです。県として派遣がゼロなのに1年間委託料を払い続けていました。ずっと申請がゼロという事業でしたので4月からZoomに変わりました。今年の4月からはZoomに変えて、他の市町は地元でZoomで遠隔できる場合はZoom対応をお願いしますというふうにやらせていただいています。</p> <p>4月以降赤穂はZoom対応しますか。赤穂市としてZoomを使った手話通訳をするか、できない場合は県と契約をしての事業になると思います。以前の意思疎通支援担当者会議の時に経過をお話したことがあるんですけども、赤穂市としてはこれからどうするのかの確認が必要です。例えば、新温泉町は通訳がないし、Zoomを検討したが実施もしていません。利用者が多い市町村は独自に行っているところもあります。Zoom事業について、Zoomは1年間の契約が要ります。契約金も必要です。各市町とセンターとの契約</p>

で、10件だったら1年間で大体1万円を超えるぐらい、3,000円でそれが積み重なっていくというような契約です。できれば地元でやって欲しいと思っています。それがセンターの考え方になります。今後どうするか。Zoomを使った手話通訳派遣をしていくのか、センターと契約をしてやっていくのかが課題になってくると思います。先ほど言われた通り、当日何かが起こった際の緊急の場合の対応について、赤穂市としては、今後どういうふうにしていったらいいのかを話し合っていく必要があるんじゃないかなと思います。

もう1つ、電話リレーサービスについてです。これも、ボタンを押すと緊急ボタンっていうのがあります。110、119だったかな。他は118もあったから4つぐらいありましたよね。ワンプッシュでの緊急ボタンがあります。お腹が痛くなったとかで連絡をしたい時に緊急通報先に繋がり救急車が来る。けれども問題は救急車が来た後のコミュニケーションに困るところですね。そのあたりをどうするかについて、これからの電話リレーの課題にはなってくると思います。課題が幾つかあります。

事務局	<p>私も色々な制度がどこまでをカバーしているのかを理解できてないのですが、NET 119を利用すると、消防とチャットで話ができるとか、現在地も確認してもらえとか。火災ですか救急ですかのようにワンプッシュで知らせることができると言われてるので電話リレーサービスよりも消防の方が手話通訳ができなくてもある程度対応できそうです。押せないと駄目ですけども。そちらを使ってカバーできたらいいのかなというふうに思うんですが、どうなんですか。</p>
委員	<p>緊急時はちょっとおいて、銀行などでの交渉のときとかコンビニで話が通じなかったときなどにそういう、NET 119みたいなアプリが使えたらな。</p> <p>NET 119とは別になりますが、遠隔手話通訳がすぐに出せて通訳ができるようなシステムがほしいです。銀行等でちょっと難しい話をするときに困ることがたくさんあるんです。</p>
事務局	<p>確認させていただいてよろしいでしょうか。市役所にも今タブレットが置いてあります。タブレットにかけて通話して頂き、コンビニに行ったときや緊急の時に、タブレットを通して、店員さんと会話をしてもらおうっていうのはできないでしょうか。</p> <p>例えば県のZoomを依頼するかどうかを検討するにあたって、タブレットの利用件数を考えたときに、タブレットは令和7年度の現時点で18件です。あまり多くないと思うので、その状態で県にZoomを依頼するというのが、果たしていいのかどうか利用が増えているんだったら、考えなきゃいけないと思うんですけど、今の状況でその新しい契約をするというのは、なかなか予算を取るにも難しいのではないかなと思います。ですので、もっとうあ協会の方が積極的にタブレットとか通訳の要望を出していただいたら、改めて追加予算とか新しい事業として必要というふうにも検討できると思います。</p> <p>あと通訳も一応原則、申請は1週間前までということなんですけど、急に受診が必要になった場合はある程度融通を利かして、2・3日前でも依頼いただいたら、極力対応するようにしています。新しい事業をするといった場合には本当に件数が増えたほう</p>

	が、市としても検討しやすいと思います。
委員	遠隔手話の場合はタブレットでもいいかなと思います。タブレットでも、通訳者がいないときあるじゃないですか。市の通訳者が2人ともいないっていつときがある。そういうときは問題かなと思います。
会長	通訳者不在の場合の問題ありますよね。市役所って朝9時から5時ですかね。それ以外の時間の連絡方法がないですね。他の市町でもその場合は、例えばろう者が救急車を呼んだ場合に、消防から資格を持っている通訳者に直接電話連絡して現場に駆けつけてもらうような制度を作っている市もあります。言われたように、病気だけではなくて他のいろいろな場面でも何かトラブルが起きたとき問題があったときのことを考えないといけないですね。困ったことをもう一度赤穂ろうあ協会でもまとめていただいて、提案していただいたらいいと思います。他ありませんか。
委員	先ほど手話奉仕員の養成講座を修了した方が活躍できる場がないというお話があったのですが、私が講座を終えてから今日までにちょっと努力したことがあります。修了したことがすごく嬉しくて、学生さんと一緒に、高齢者施設に音楽ボランティアに行ったことがあったんです。その時にありがとうとお疲れ様の2つだけだったんですけども手話をお伝えしました。そしたら、その入所者の方々がすごく喜んで覚えてくださって、終わった後にありがとうの手話をしてくださったのですごくうれしかったです。 あともう1つ、うちの大学には中学生の方も福祉体験にこられるので、講演のときに同じくありがとうとお疲れ様でしたっていう2つの手話をお伝えするようにしました。そしたら中学生の方もすごく興味を持ってくださったので、すごくよかったなと思った瞬間でした。提案ですけども、私も思っているのですが手話奉仕員の講座を終わった方の同窓会のようなものを2年に1度でもいいので開いてくださったらうれしいなあと思いました。
会長	手話奉仕員養成講座修了生に対して、1年に1回でも2年に1回でもいいので、ろう者も入って交流できるような場が必要だという意見について、ぜひそれも含めて討論をお願いします。ろうあ協会の方と一緒に討論いただければと思います。 よろしいでしょうか。意見がなければ、次に進めたいと思いますがよろしいですか。
委員	(意見なし)
会長	次に連絡会から、手話施策推進会議に提案をいただきたいと思います。お手元の連絡会からの具体的な提案の資料をご覧ください。
委員	連絡会の提案についてご説明します。 連絡会というのは、前回手話施策推進会議が立ち上がりましたが、行政と私たち赤穂ろうあ協会が集まって相談する場です。定期的に連絡会として集まって企画とか提案とか意見やアイデアを話し合っています。連絡会のメンバーは赤穂ろうあ協会、手話サークル、要約筆記サークルで構成されています。そのメンバーが集まって討論しています。団体名は、赤穂手話施策推進連絡会に決定しました。提案をお伝えします。 まず1つめが、手話言語の国際デーのブルーライトアップを充実させたい。 9月23日は手話言語国際デーのイベントが各地で開催されています。

今までは赤穂市民会館ですとか、2年前は加里屋まちづくり会館で日中は手話体験コーナーを実施しました。夜は赤穂城跡隅櫓をライトアップしました。昼間の手話体験については、参加者がもう少し集まって欲しいなと思いました。ちょっとPRが足りなかったのかなというふうに反省しています。今後の課題というふうにも感じています。

続いて、先ほど意見もありましたが、2つめ手話勉強中の方々の体験の場を作って欲しいというものです。続いて3つめの電話リレーサービスについて、金銭的な補助をお願いしたいというものです。通常電話の場合は、1分間3円だと思うんです。

電話リレーの場合は1分間30円ぐらいとサービスを使うと非常にお金がかかります。発信先によってはさらに通信料がかかります。

月額1,500円から2,000円ぐらいを電話リレーサービス利用料として負担しています。このため金銭的な補助をしていただければなと思っています。

続いて4つめです。小・中学生向けに夏休みの課題として手話啓発ポスターを入れていただけないかと考えています。

三木市では手話啓発ポスターを小学生に対して課題を出していると聞きました。

5つめの福祉体験学習について、市内のすべての学校・幼稚園に対して実施できないでしょうか。

6つめについて、市内の会社に対して手話体験を実施していただけないでしょうか。

会長	連絡会からの提案がありました。行政として何か意見等がありましたら、説明していただけたら嬉しいと思いますがいかがでしょうか。
事務局	1つ目の手話言語の国際デーのブルーライトアップの件につきましては、もっとたくさんの方に参加して欲しいと考えておりましたので、来年度可能であれば、イオンと交渉中ですが、ブースをお借りして買い物のついでにふらっと立ち寄って手話体験をしてもらえるようなことができればいいなあと考えています。
会長	他、いかがでしょうか。
事務局	3番目の電話リレーサービスの補助の部分についてですが、赤穂市の方は今、財政状況がかなり厳しい状況になってございます。本当に、いろんな団体の補助金とかも削減されているような状況でして、こういった補助を行うというのは、なかなか厳しい状況でございます。そのあたりをご理解いただけたらと思います。
委員	赤穂市教育委員会学校教育課です。 4つめと5つめで、小中学生に関係するところで提案をいただいておりますので回答させていただきます。 まず4つめの、小中学生の夏休みの課題に手話啓発ポスターを入れてはどうかについてですけども、この夏休みの課題というのが、様々な公的機関ですとか団体の方から、こういった募集をお願いしますという内容が教育委員会ですとか、もしくは学校に直接案内が来ます。教育委員会に届いたものにつきましては、教育委員会で一覧をつくりまして、こういった募集が夏にありますというのを各学校に伝えています。 各学校はその伝わったものと直接学校に届いているものを合わせて、子供たちにこんな募集があるよと紹介して、それを子供たちが夏休みの間に自分たちで選んで出してく

るというのになります。ですので、もし今回の応募に関する募集要項ですとか、そういったものは連絡会から出てくることになるんですかね。

もしそういったのがはっきりありまして伝えていただきましたら、もちろん学校の方に周知することはできますし、夏休みの課題の1つとしてあげていくことは可能かなあというふうに思いますので、ぜひどういった形の募集にするのかということを検討いただいて具体的に伝えていただけたらありがたいなというふうに思います。

5つめの福祉体験学習（手話）を市内のすべての学校幼稚園でということなんですけれども、実際に福祉体験学習の中で手話を多く小中学校が取り入れているところもあります。難しいのが、それぞれの学校でどんな授業を行っていくのか、どの学習にどれだけの時間を使うのかというのは、それぞれの学校の状況に応じて学校長の判断で組み立ていくことになりますので、その学校の中で、どういうふうに手話をやっていくのか隔年もしくは毎年この学年でやっていこうなど学年を固定してやっていくのかそういったところも学校の判断ということになっております。

ですので、なかなかこちらの方で、絶対にしなさいよと言うことはできませんが、やはり私たちも手話の必要性ということは十分に感じておりますので、学校の方には手話をしっかり体験する場を持っていてくださいねというのが、啓発的なところで伝えていくことができるかなと思います。今後もそのような形で学校の方には伝えていきたいというふうに考えております。

会長	6つめの会社で手話の体験講座ができないかについてハローワークの方お願いします。
委員	所内での職員向けの体験講座について、業務の時間中はできないとは思いますが、業務が終わったあと有志だけ集めてとか希望者だけ集めてという形であれば、もしかしたら考えられるのかなとは思ったりはします。
会長	そのあたり、いろんな意見があるので、また文章とかを作って啓発として何ができるのかっていうのを煮詰めていただけたらと思います。先ほど言っていた2つめの手話を勉強する場がないというあたり、今後の課題だと思います。その辺りはまた行政と一緒にいろんな方法や計画をしながら進めていただけたらと思います。他、意見等ございませんでしょうか。
委員	6つめに関してですが、市の制度とか行政を説明する赤穂市の早かごセミナーという出前講座があるんですね。その中に手話講座も確か入っていますよね。なので、それを皆さんに活用していただくように、広報すればいいのではないかと思います。私が1つ心配していることが、たくさんあちこちで手話講座を開いていただくとすごくいいんですが、ろうあ協会の方がオーバーワークにならないかなと少し心配しております。委員のお2人がいろいろと活躍されておりますが、講師の人材をろうあ協会の中だけの確保で大丈夫でしょうか。いっぱいやっていただきたいんですけども、負担が増えるのはすごく大変だなと心配しています。赤穂市以外のろうあ協会に手伝っていただくとか、そういう考えはないんですか。
委員	手話講座については、基本的には地元のろう講師で担当したいし、休みをとって指導

	に行くというふうに私は考えております。
会長	今言われたように、基本的には、地元の聞こえない講師が指導する。足りないときには、手話通訳者の職員の方もいらっしゃると思いますので、資格を持っている人が行って教えるという方法や、手話サークルにお願いして手話の講座をやってもらうとか、いろんな方法があると思うのでそのあたりは確認しながら進めていただけたらと思います。
委員	すいません。追加でもう1つ、市内の会社事業所で体験講座を実施したいということなんですが、社協さんにぜひ実施していただきたいんですけども、社協の窓口で手話に対応できるか非常に懸念を持っておりますがそのあたりいかがでしょう。
委員	社協の中に手話通訳のできる登録者はいません。ただ皆がボランティア講座等は担当させていただいてるので、手話の啓発講座は全員が受けておりますので、手話に対する理解を皆持っているつもりですけれども、同時手話通訳ができるかと言ったらできる職員はいないのが現状です。ろうあ協会の方もよく福祉会館にお越しいただきますけれども、身振り手振り、筆談等で会話をしているのが現状でございます。 社協としても、今お話のあった、早かごセミナーの中で、ボランティア体験講座という講座を入れておりますので、先ほど言いました車椅子体験・アイマスク体験・高齢者疑似体験の中に手話体験ということもメニューに入れておまして、何年かに1回ですけれどもそういう依頼が企業や組合等の方からありまして、ろうあ協会等にご協力いただいて今行っているのが現状でございます。
会長	他には何かございませんか。
事務局	早かごセミナーの話がでてきたので、今年度の実績をお伝えしますとはりま自治会から依頼があつて手話の早かごセミナーに2回行かせてもらいました。 そのときはろうあ協会の方は都合がつかず市職員で対応しています。 そういう早かごセミナーが増えれば、奉仕員の活躍の場がないという話もありましたが、手話奉仕員の方々にも勉強していただければ新たな活躍する場というのが広がるんじゃないかなあと今回やらせていただいて感じました。
事務局	奉仕員の活躍の場というのが、私もそう思っていましたし、皆さんからいつも聞かせてもらう意見なのですが、考え過ぎたら難しくなる問題なんですけど奉仕員の方が対応できるんじゃないかなと思う場面はたくさんあります。 もちろん原稿がある司会の通訳とか、地元のお祭りとか小さいお祭りや大きなお祭りいろいろあるので、そういうところにいくと練習になるということはちょっと頭に入れておいて欲しい。そのためには、聞こえない人側の理解が必ず必要になるんです。 赤穂市では、以前は色々な方にどんどん通訳をしてもらっていました。 いろんな場面でサークルの人も、できなくてもいいからやってみようと言って通訳をしていたのですが、やはり聞こえない方から分かりにくいと指摘を受けました。なんであの人が通訳に立っている、みたいな意見や通訳するのであればプロの人に対応してもらわないと権利を守れないという声が上がってきたので、赤穂市はそこら辺に及び腰になっているという現状はあるんです。今までこの流れで来たんですけども今ちょっと

	<p>また新たな流れになってきて、聞こえない方もどんどん通訳をふやして欲しい、奉仕員やサークルメンバーなどの通訳現場が欲しいという声に賛同しつつありますので、聞こえない方に通訳を育てていただくというような考え方で、皆さんの気持ちを共有しながら奉仕員の方にボランティアとして現場に立っていただくようなことは考えられるかなというふうに思っています。</p>
会長	<p>基本的には行政がするのかどうなのかその辺りは協会の方にも確認いただいて、ネットワークを作る必要があるんじゃないかと思います。</p> <p>他、ご意見ないですか。</p>
	(意見なし)
会長	<p>ないようですね。では次第4その他の項目です。</p> <p>先ほど意見書をいただいています。こちらについてご説明をお願いしたいと思います。</p>
委員	<p>それでは意見書の説明をさせていただきます。私も赤穂手話施策推進連絡会のメンバーではあります。ですが、連絡会の方ではろう者を中心に要望等をまとめておりましたので、要約筆記者の立場から一言意見を述べたいと思います。よろしくお願ひします。読み上げる形にすればいいのですが、ろう者の方にとってはちょっと不便だと思いますので説明する形でお話いたします。</p> <p>まず、今回手話条例ということで手話に関する法律をちょっと整理しました。</p> <p>2006年に国連総会で障害者権利条約が採択されて、手話が言語であると世界的に明記されます。そのあと、日本では平成23年に改正障害者基本法ができて、言語には手話を含むというふうに規定されました。その流れで、平成24年に障害者支援法ができました。これは、障がい者が地域の皆さんと一緒に暮らしていくときに、不便がないようにということを目的に作られました。この中に、地域生活支援事業というものがあり、その中に意思疎通支援事業があります。先ほど、赤穂市の方から説明がありましたように、意思疎通支援事業というものがここに含まれております。意思疎通事業と手話奉仕員養成事業がこの赤穂市の必須の事業となっています。これが手話に関わる赤穂市の事業です。そのあと、平成25年に鳥取県で初めての手話条例が制定され、全国的な流れの中で、赤穂市でも平成30年に手話条例が制定されました。これは名前に赤穂市みんなの輪を広げる手話言語条例とありますように、主にコミュニケーションを基本に考えられたものだと思っております。ろう者・障がい者の方が、地域の中でみんなと仲良く暮らしていくための条例というふうに考えております。それから8年が経過しました。この間に障がい者に関する国の条例がいくつかできました。令和4年に障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法ができました。これは、すべての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するために、情報の十分な取得及び意思疎通が必要である。そして、障がいのない人と同じ内容同じ時期に情報を取得することを目的としております。それから、令和6年には改正障害者差別解消法が成立して、合理的配慮の提供がすべての事業者には義務づけられました。例えば耳が聞こえないということを理由に、就職を不採用にするということはあるということですね。合理的配</p>

慮というのは、耳の聞こえない人が会社に入った場合には、その人が仕事をするために、必要な手段を相談することができるという内容です。

このように、手話は最初はその地域の中のコミュニケーション手段であるというところから、障がい者が社会生活を営むため、そして災害時や非常時にも確実に情報を得るための手段として必要な言語であるというふうと考えられてきました。赤穂市の手話条例の推進実施においても、このような情勢の変化を受けとめて、ご審議いただきますようお願いいたします。手話の啓発はもちろんですが、手話を第一言語としている人たちにとっては、社会生活を送るためには手話は必要な言語であるという認識を確認していただきたいと思っております。

次に要約筆記者として、手話通訳者とともに意思疎通支援事業を担う立場から、2つ要望いたします。

1つめは、手話通訳者の確保です。

赤穂市の通訳者7名登録とありましたが、実働は少ないですね。赤穂市で派遣があったときには、ほとんど他市から通訳者が派遣されているという現状です。

ここは先ほどから議論がずっとありますけれども、毎年手話奉仕員の養成をされて修了していますが、手話通訳者の育成までには至っておりません。手話は言語であり、言語は使用することで上達していきます。手話奉仕員やボランティア等で活動してもらい、手話を使用する機会をふやしてはどうでしょうか。これも先ほどから話しておりますが、赤穂市のイベントで積極的に手話を併用することで、啓発にも繋がると思います。まず現場を見てもらうというのが一番の啓発になると思います。手話通訳者を目指す者に現場経験の場を提供していただきたいと思っております。

次2つめです。

手話通訳提供の機会を増やすということです。現在赤穂市のイベントで自動的に手話通訳がつくものは福祉関係の2つだと思っております。

ですから、その他のイベントや講演会、研修などの案内に、手話が必要な方お申し出くださいなどの告知を載せていただきたいと思っております。赤穂市は通訳者派遣に障害者手帳所持の要件がありません。とても頼みやすい制度です。ですからそれをアピールするためにも、赤穂市主催以外にも社会福祉協議会や商工会議所、各学校などのイベントに手話・要約筆記を提供する案内をつけてください。

依頼すれば通訳がつくということをぜひ市民に知っていただき、通訳の現場をより多くの市民に見ていただく機会を増やしていただきたいと思っております。以上です。

会長	ありがとうございました。意見書を提出して説明いただきました。行政のお考えはいかがでしょうか。
事務局	ご意見ありがとうございます。 手話通訳者の確保についてですが、今現在も今日の資料でも出させていただきましたように、手話奉仕員養成講座、手話通訳者養成講座を受けた方が、次の手話通訳者のステップアップという形で、手話通訳者の全国統一試験を受けていただいて、手話通訳者を目指していただくような取り組みをしておりますので、受講していただきたいなとい

	<p>うふうに考えております。</p> <p>手話通訳者の絶対数がなかなか増えにくいというのは、現状としては認識しておりますけれども、そういった事業を展開しまして、1人でも多くの方が手話通訳者を目指すような取り組みを市としては考えていきたいというふうに思っております。</p> <p>2つ目の手話通訳の提供の機会につきましては、手話通訳の派遣、確かに福祉関係以外でも赤穂市主催の行事になりますけれども、不特定多数の方が来られる行事に関しては、すべて今手話通訳者がついてるような状況でございます。</p> <p>これに関しましては市内でも周知をしております、市主催の行事で多くの方が参加される行事については、手話通訳を派遣することも可能なので、そういった場合には依頼をしてくださいというふうに周知を図っており設置手話通訳者がそういった行事に出ているという状況でございます。</p>
会長	<p>説明ありがとうございました。逆に、何か委員の方々から補足等あればご意見をいただきたいと思えます。何か委員の方ご意見ありませんか。</p>
	<p>(意見なし)</p>
会長	<p>先ほどご説明いただきましたように他の市町村でも同じです。なかなか手話通訳者が増えない状況ではあります。これを我々ろうあ協会もどうしたらいいのか、なぜ足りないのか、どうやって通訳者を増やすのかといったところが課題と感じております。</p> <p>行政は通訳者が増えるとうれしいと思います。ぜひ皆さんと一緒にサポートできたらと考えています。通訳者、奉仕員が活躍する機会としていろんなイベントに通訳がつくというのは、最近なかなかないんですね。通訳者による通訳派遣、また司会とか簡単な通訳は奉仕員修了者に活動の機会を与えるなど皆さんと一緒に相談して進めていければと考えています。ぜひ皆さん、討論お願いしたいと思えます。</p> <p>他にございませんか。最後赤穂ろうあ協会のPRがありますのでお願いします。</p>
委員	<p>赤穂ろうあ協会として福祉講座を企画しています。</p> <p>3月15日(日)13時30分から、赤穂市民会館1階大会議室で行います。</p> <p>講師は井上健司氏をお招きします。</p> <p>テーマは、「私の歩んできたろうあ運動」</p> <p>参加費ですが、大人・大学生500円、高校生以下は無料です。</p> <p>申し込みはろうあ協会の担当者までお願いします。</p> <p>チラシを皆さんにお配りしておりますので、よろしくお願いします。</p>
会長	<p>聴覚障がい者に対する理解を深めることも必要ですので皆様、都合をつけて是非ご参加の方お願いします。他に皆様から何かPR等あればお願いします。</p> <p>なければ事務局より連絡事項お願いします。</p>
事務局	<p>本日の会議、誠にありがとうございました。次回は来年度になりますけれども、令和8年度赤穂市手話施策推進会議の1回目の会議を大体7月から8月ごろに開催をしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>わかりました。では、7月または8月に1回目の会議をするまでに、前もって提案をしていただけたらと思えます。他ございませんでしょうか。大丈夫ですか。</p>

委員	(意見なし)
会長	ないようでしたら、2回目の会議を終了したいと思います。これもちまして令和7年度第2回赤穂市手話施策推進会議を終了させていただきます。皆様お疲れ様でした。